

## ワーキンググループ開催要綱

## 1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下に開催される WG として、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方について、制度面も含め、表現の自由をはじめとする様々な権利利益に配慮した検討を専門的な見地から行うことを目的とする。

## 2 名称

本 WG は、ワーキンググループと称する。

## 3 検討事項

- (1) 事業者の取組に関する透明性の確保の在り方
- (2) 事業者のビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方
- (3) 関係者間の連携・協力の在り方
- (4) 災害発生時等における対処の在り方
- (5) その他

## 4 構成及び運営

- (1) 本 WG の主査は、検討会の座長が指名する。
- (2) 本 WG の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本 WG を招集し、運営する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本 WG を招集し、運営する。
- (6) 主査は、必要に応じ、本 WG の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、本 WG の構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) その他、本 WG の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本 WG は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本 WG で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。

## 6 その他

本 WG の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室が行う。

## ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

## 【構成員】

	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策 研究所所長・シニアパートナー 弁護士
主 査 代 理	曾我部 真裕	京都大学法学研究科 教授
	水谷 瑛嗣郎	関西大学社会学部メディア専攻 准教授
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山本 健人	北九州市立大学法学部 准教授
主 査	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授